

【縦欄の総合計は以下の通り】		国 名		食 品 名																																																	合 計	台 湾	
1149		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51			52
【横欄の総合計は以下の通り】		アルゼンチン	オーストラリア	オーストリア	ハンガリー	ベルギー	ブラジル	カナダ	チリ	中国	コスタリカ	キューバ	チェコ	デンマーク	エジプト	フィンランド	フランス	ドイツ	ガーナ	ギリシア	ハンガリー	インド	インドネシア	イラン	アイスランド	イタリア	日本	韓国	ロシア	ルクセンブルグ	メキシコ	オランダ	ニュージーランド	ノルウェー	パキスタン	フィリピン	ポーランド	ロシア	南アフリカ	スペイン	スウェーデン	シリア	タイ	トルコ	ウクライナ	英国	ウルグアイ	米国	ベトナム	コーゴスラビア					
1149		13	12	3	17	12	10	7	18	24	16	59	18	2	3	4	4	30	3	80	3	13	25	16	1	3	42	6	2	19	6	3	64	17	12	3	64	3	5	3	46	85	5	3	18	22	55	45	53	1	45	7	21		
日本語(ポイント11:セル欄(3.50+26.00))																																																							
英語(ポイント9:セル欄32.00)																																																							
VEGETABLE SEASONINGS (DRIED)	223	野菜由来調味料(乾燥)																																																				20	
VIENNAS	224	ウインナーソーセージ																																																				1	
WEIGHT LOSS PREPARATION	225	減量用食品調整物																																																				1	
WHEAT	226	小麦																																																				20	
WHEAT FLOUR	227	小麦粉																																																				4	
WHEAT PRODUCTS	228	小麦粉製品																																																				11	
YAM	229	ヤムイモ																																																				1	
YEAST POWDER (BREWERS AND TORULITE)	230	粉末イースト																																																				2	

BEANS :含むLEGUMES及びPULSES
 CEREAL GRAINS :含むGRAINS
 CHICKEN MEAT (MECHANICALLY RECOVERED)
 :含む同 (MECHANICALLY SEPARATED)
 CORN :含むMAIZE
 EGG(DEHYDRATED) :含むEGG POWDER
 FROG LEGS :含むFROG LEGS (FRESH
 or FROZEN)及びFROG LEGS (FROZEN)
 POTATO :含むWHITE POTATOS
 POULTRY (MECHANICALLY RECOVERED)
 :含む同 (MECHANICALLY SEPARATED)
 ROOTS & TUBERS :含むROOTS
 SEAFOOD :含むSEAFOOD (FROZEN)
 SHELLFISH :含むSHELLFISH (FROZEN)
 SHRIMP :含むSHRIMP (FROZEN)
 SOYA FLOUR :含むSOYA POWDER

(注1) IAEAなどの資料にしたがい、アルファベット順に記載した。このため、じゃがいも、玉ねぎなどの具体的名称の食品類と生鮮野菜や水産物、肉類などの総称的名称の食品類が混在している。また、英語名は別でも日本語に訳すと同類名になる食品は一つにまとめた(例: BEANSとLEGUMES及びPULSES、 CEREAL GRAINSとGRAINS、 CHICKEN MEAT (MECHANICALLY RECOVERED)とCHICKEN MEAT (MECHANICALLY SEPARATED)、 CORNとMAIZE、 EGG(DEHYDRATED)とEGG POWDER、 FROG LEGSとFROG LEGS (FRESH OR FROZEN)及びFROG LEGS (FROZEN)、 POTATOとWHITE POTATOS、 SEAFOODとSEAFOOD (FROZEN)、 SHELLFISHとSHELLFISH (FROZEN)、 ROOTSとROOTS AND TUBERS、 POULTRY (MECHANICALLY RECOVERED)とPOULTRY (MECHANICALLY SEPARATED)、 SHRIMPとSHRIMP (FROZEN)、 SOYA FLOURとSOYA POWDER)。さらに、日本名が不明で馴染みのない食品は削除した(TEA,ROOI BUS、 WORS(DRIED))。なお、食品名左欄の一連の数字(番号)は、上記 ~ の如く日本語への整理方法によって異なり、特別に記載がない限りその増減には意味がない。

(注2) []は許認可国数が10カ国以上あることを示す。また、スパイス照射の許認可要請中の日本はスパイス欄に 印で表記した。従って、合計欄(縦・横双方の現数字からマイナス 印の個数)は注意。なお、前回(昨年8月現在)の一覧表と比べて、今回の特長は、オーストラリアとニュージーランド合同の食品担当当局は2003年3月に9種類のトロピカルフルーツ照射を許認可(殺虫)したこと、昨年10月、米国農務省が放射線照射(殺虫)した海外産農産物の輸入を許認可したことである。

(注3) 放射線照射の目的:根茎菜類などは発芽抑制、生鮮野菜/果実などは害虫駆除や成長抑制、穀類や豆類などは害虫駆除、生肉や生魚などは寄生虫及び食中毒性微生物の防除、乾燥野菜や果実、スパイス及び肉類や魚介類の加工品などは害虫駆除及び食中毒性微生物の防除などである。また、許認可には無条件と条件付(ICGF)資料では条件の詳細は不明)がある。全食品を条件付許認可しているのはチェコ、フィリピン、南アフリカの3カ国。一部食品を条件付許認可しているのはバングラデシュ、中国、キューバ、ハンガリー、ポーランド、ロシア、ウクライナ、英国、ベトナムの9カ国。他の国は全て無条件許可である。ICGFの元資料(国別または品目別の表。本表のような一覧表ではない)は <http://www.iaea.or.at/icgfi/> で見ることができる。